

資料編

今回の中間見直しでは、現行計画書に記載のあるみどりの基本計画関連情報の時点更新を行いました。なお、中間見直し（本書）では、時点更新を行った情報のみを記載しています。（時点更新を行っていない情報は、現行計画書に記載のままとなっています。）

1 横須賀市の現況

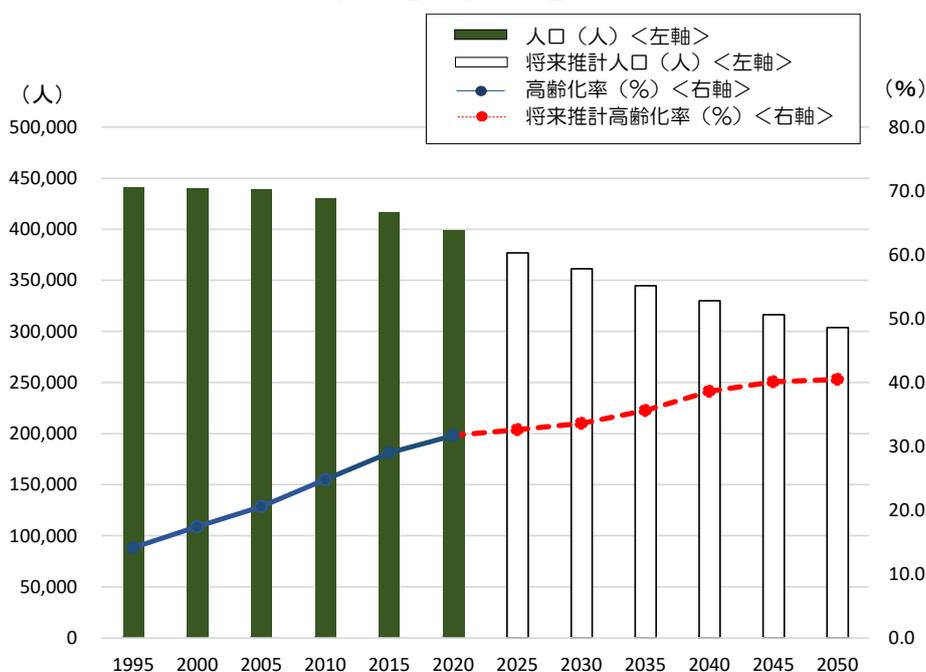
一部更新

《横須賀市の現況に関する資料を最新情報に更新(時点更新を必要とした資料のみ)》

(1) 人口の推移 ←更新 《現行計画書 P.15 第Ⅱ章1(2):人口の時点更新に伴う(最新:2013年から2020年へ)将来推計人口等の更新》

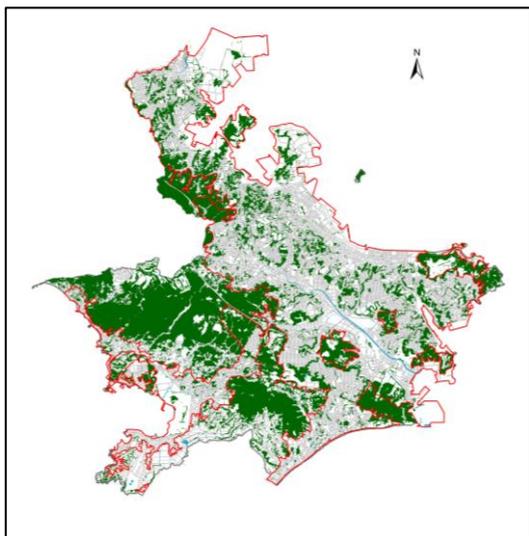
本市の人口は、現行計画を策定した平成27年（2015年）には415,862人となっており、中間見直しの年である令和2年（2020年）は398,508人と人口減少が続いています。一方で、少子高齢化が進んでおり、この傾向は将来的にも続くことが予想されます。

人口推移と将来推計

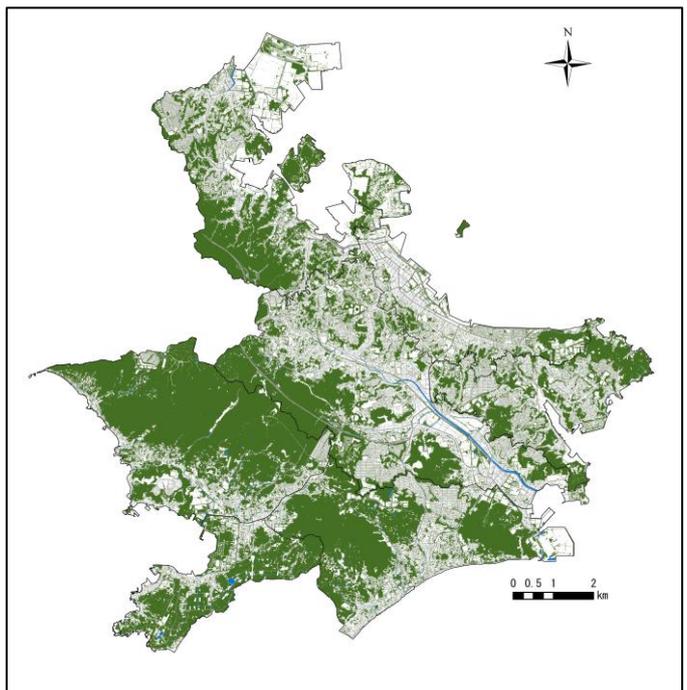


注）人口及び将来推計人口は、住民基本台帳の人口に外国人登録者を加えている。2020年～2025年の人口及び高齢化率は住民基本台帳によるもの。2025年～2050年の将来推計人口及び高齢化率は、横須賀市人口ビジョンによるもの。

(2) 緑被の経年変化 ←更新 《現行計画書 P.24 第Ⅱ章2(2):最新の平成 27 年のデータを追加》



平成 22 年 (2010 年) (樹林地率: 34.8%)
(緑被率: 53.8%)



平成 27 年 (2015 年) (樹林地率: 37.1%) (緑被率: 54.5%)

※ 平成 7 年 (1995 年) までの調査は、図上求積や土地利用状況を基にした調査結果です。平成 22 年 (2010 年) の調査では、精度を高めた (500 m²以上→1 m²以上) ことにより、その対象が広がり (街路樹や家庭の庭木も対象)、結果として数値が高まっています。平成 27 年 (2015 年) も同様です。

〈参考〉本市の緑被率の経年変化

平成 22 年 (2010 年) から、平成 27 年 (2015 年) にかけて、本市の緑被率は、単純な計測値で見ると、0.7%増加しています。

一方で、個別の変化要因ごとにみても、緑被率は、0.8%減少となります。

※変化要因の詳細については、以下のホームページにおいて、確認することができます。

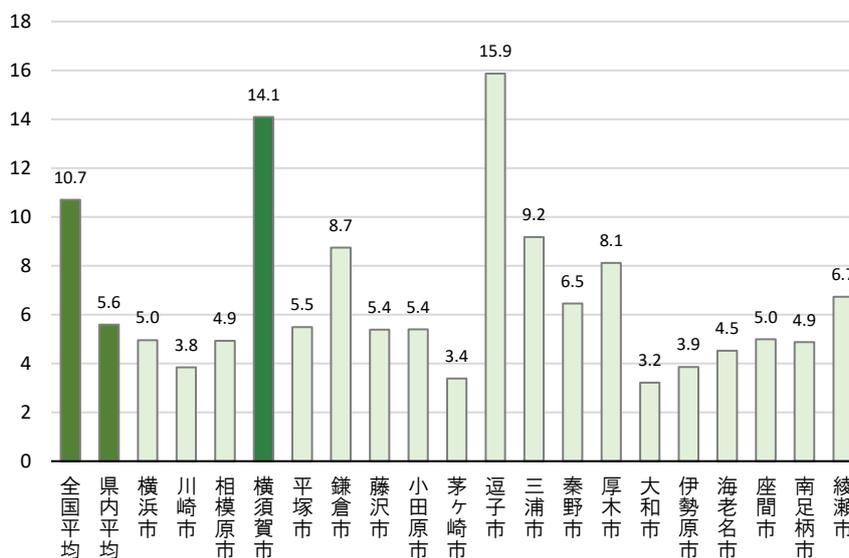
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4115/m-ryokuhi/ryokuhiritu.html>

項目	平成 22 年			平成 27 年		
	面積	構成	緑被率	面積	構成	緑被率
樹林地	3,504.7ha	34.8%	53.8%	3,739.1ha	37.1%	54.5%
樹木	332.3ha	3.3%		127.3ha	1.3%	
草地	1,037.1ha	10.3%		1,092.3ha	10.8%	
田畑	539.1ha	5.4%		531.5ha	5.3%	

本市の緑被率の経年変化の比較表

(3) 都市公園等の整備状況 ←更新 《現行計画書 P.26 第Ⅱ章2(3)①:平成25年度末から最新の令和元年度末のデータに更新》

本市における都市公園（県立公園含む）は、535箇所、約552.31ha（令和元年度（2019年度）末現在）で、市民一人当たりの公園面積は14.09㎡/人です。本計画策定時と比較して、箇所数で15公園、面積で40.99ha、市民一人当たりの公園面積で1.50㎡/人増加しています。令和元年度（2019年度）末現在で、市民一人当たりの公園面積は、県内の市（町を除く）で二番目に多く、首都圏の中でも都市公園の整備が進んでいる自治体となっています。



神奈川県内の市の一人当たりの都市公園面積 (㎡/人)

出典：神奈川県内市町村別都市公園整備状況（令和元年度（2019年度）末現在）

国土交通省都道府県別一人当たり都市公園等整備現況（令和元年度（2019年度）末現在）

(4) ゾーン区分について **←一部更新** 《現行計画書 P.126～127 第Ⅶ章:まとまりあるみどりによる区分の区域名称の変更及び区域一部拡張など》

本市は丘陵部にまとまったみどりが存在しており、みどりのまとまりごとによって特徴があります。また、みどりのネットワーク、生物多様性、突発的な豪雨に対する防災などを検討する上で、みどりと水の流れを一体的に捉える必要があります。

これらにより、みどりの特徴を活かした「みどりの将来像」の実現に向け、現行計画では、「まとまりのあるみどりによる区分」「河川流域・集水域による区分」「生物の生息分布状況による区分」から7つのゾーン区分を設定しています。

中間見直し後も、引き続き、このゾーンごとに、みどりを捉え、様々な取組を行っていきます。

① まとまりあるみどりによる区分

隣接市町から広がる鷹取山・二子山・畠山等のまとまり、さらに、大楠山・衣笠山や、武山・三浦富士といったまとまったみどりが存在します。その他にも、野比や観音崎周辺にまとまったみどりが存在します。

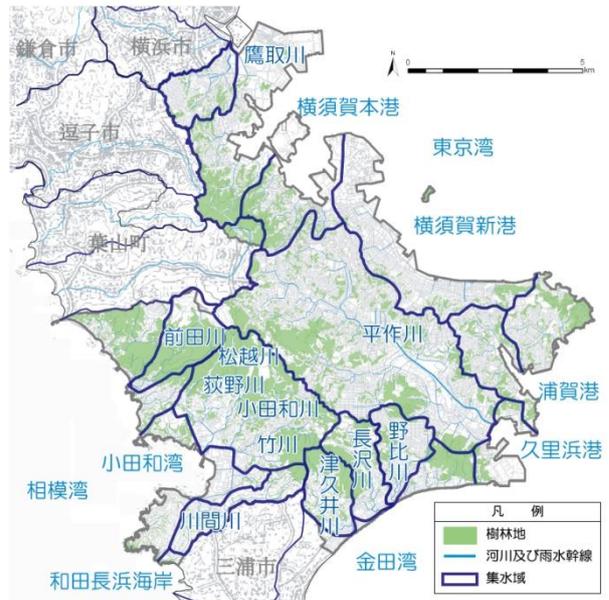
また、長井から津久井にかけて農地のみどりが広がっています。



まとまりあるみどりの分布図

② 河川流域・集水域による区分

本市には、23水系、37河川、約50kmの河川があります。これらの主な河川の流域を含め25の集水域に区分できます。



流域・集水域区分図

③ 生物の生息分布状況からの区分

平成 26 年度の生物多様性保全推進事業において、本市における生物の生息拠点となる樹林地、海岸、河川、池沼、谷戸、学校ビオトープなどを抽出した結果、自然拠点として 150 箇所が挙げられました。

本市の東京湾側は、市街化が進んでいるものの、斜面緑地が残されており、緑地の連続性が高いです。しかし、生物の生息拠点としては限られています。



自然拠点図

(5) 本編以外のみどりの拠点の分布について ←新規 《本編で示したみどりの拠点以外の他の視点によるみどりの拠点を明示した図の新規追加》

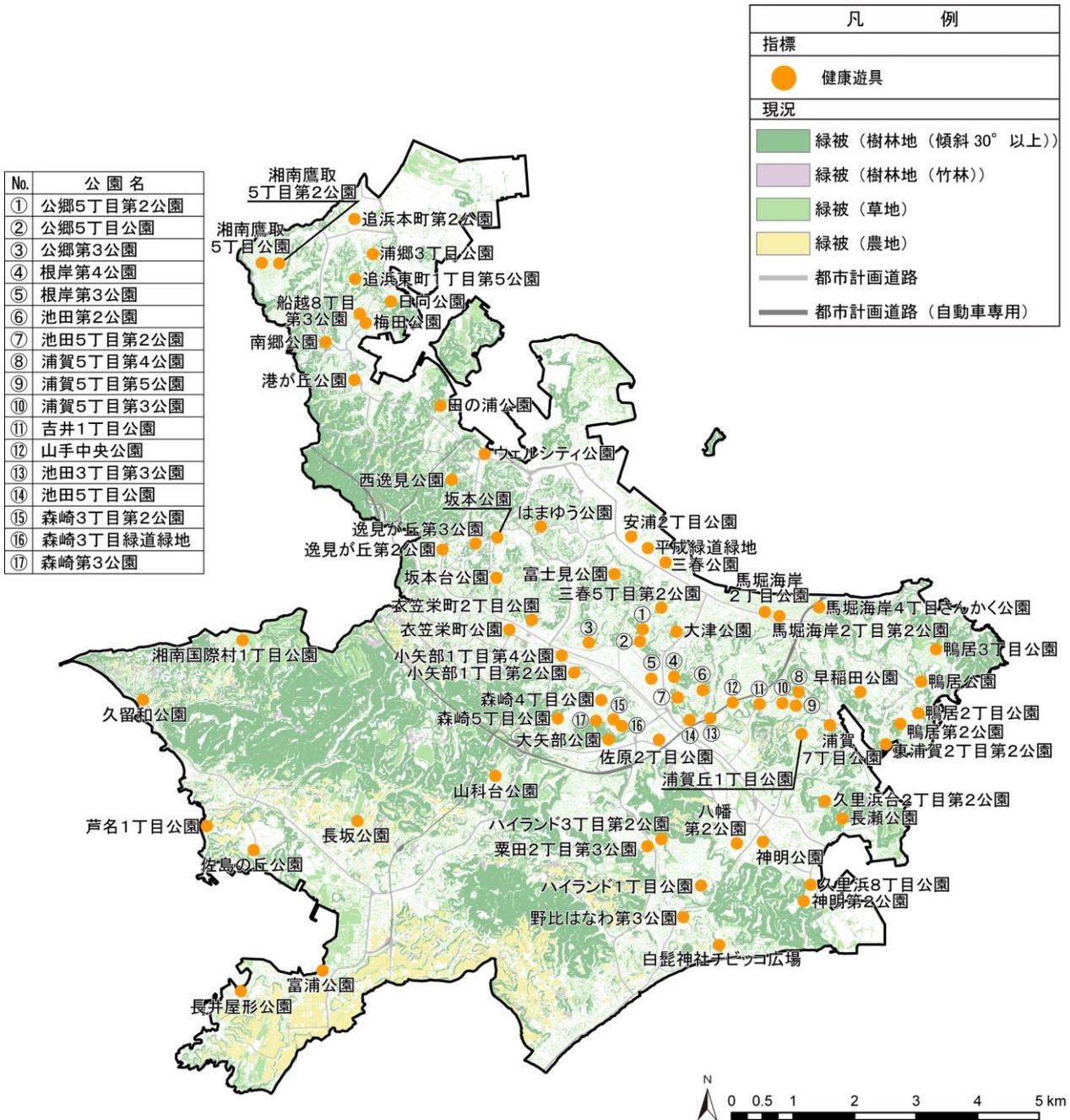
市内には、本編で示したみどりの拠点以外にも、他の視点によるみどりの拠点があります。

そのうち、健康増進への寄与、ボランティア活動及び生態系の保全に関するみどりの拠点の分布状況を、以下の図により、示しました。

① 健康増進に寄与するみどりの拠点の分布図

健康増進に寄与するみどりの拠点については、市民の健康増進に向けて園内に健康遊具を備えている公園を位置付けました。しかし、その他の公園についても、運動の場及びコミュニティ形成の場として、健康増進に寄与するみどりの拠点となります。

また、以下のとおり、位置付けた拠点の多くが、市民に身近な街区公園となっています。

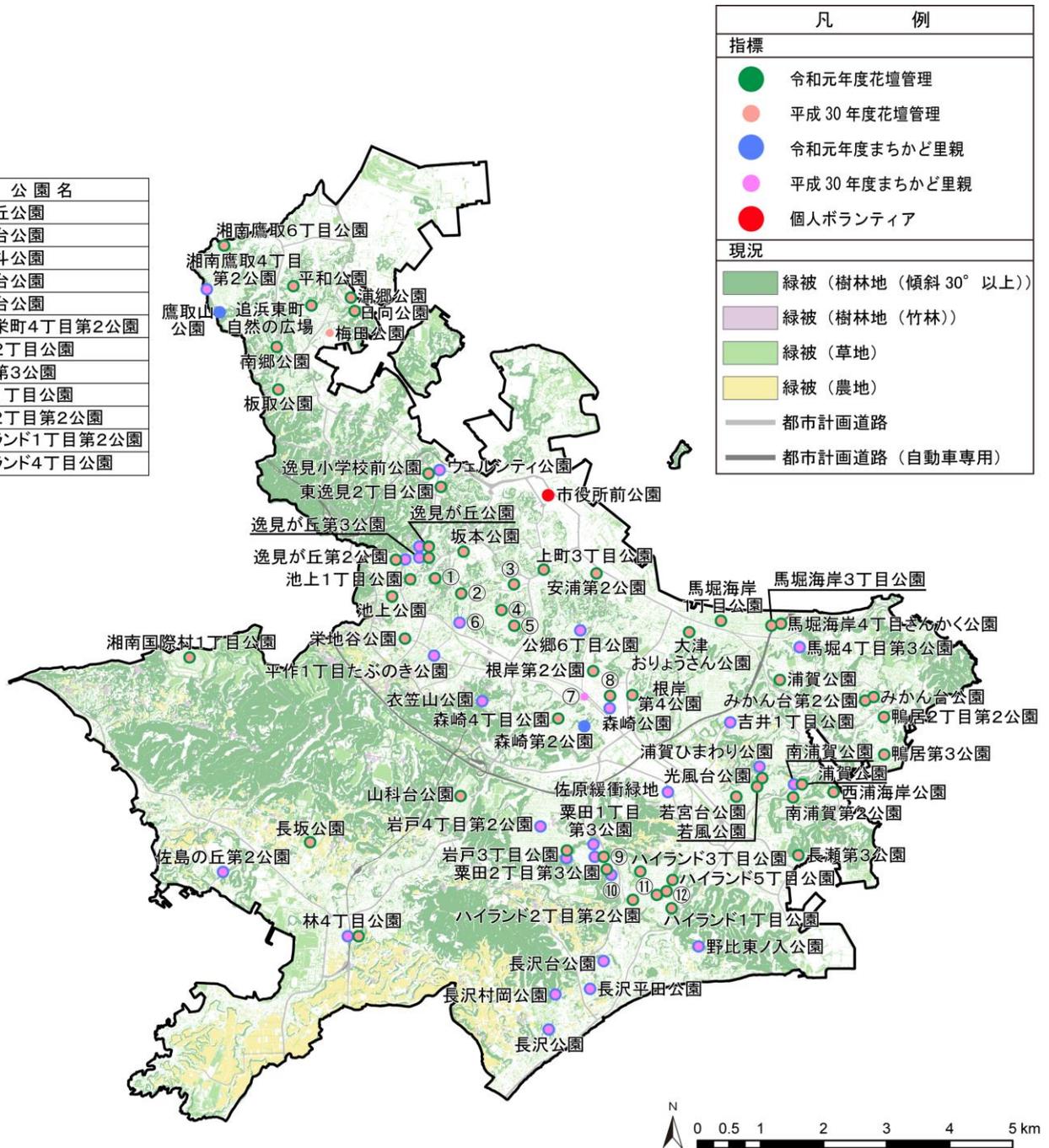


② ボランティア活動の場となるみどりの拠点の分布図

健康増進の一環となるボランティア活動の場であるみどりの拠点は、市民により、緑化活動を行っている公園を位置付けました。

なお、以下のとおり、市内各所において、まちかど里親制度等による緑化活動が行われています。

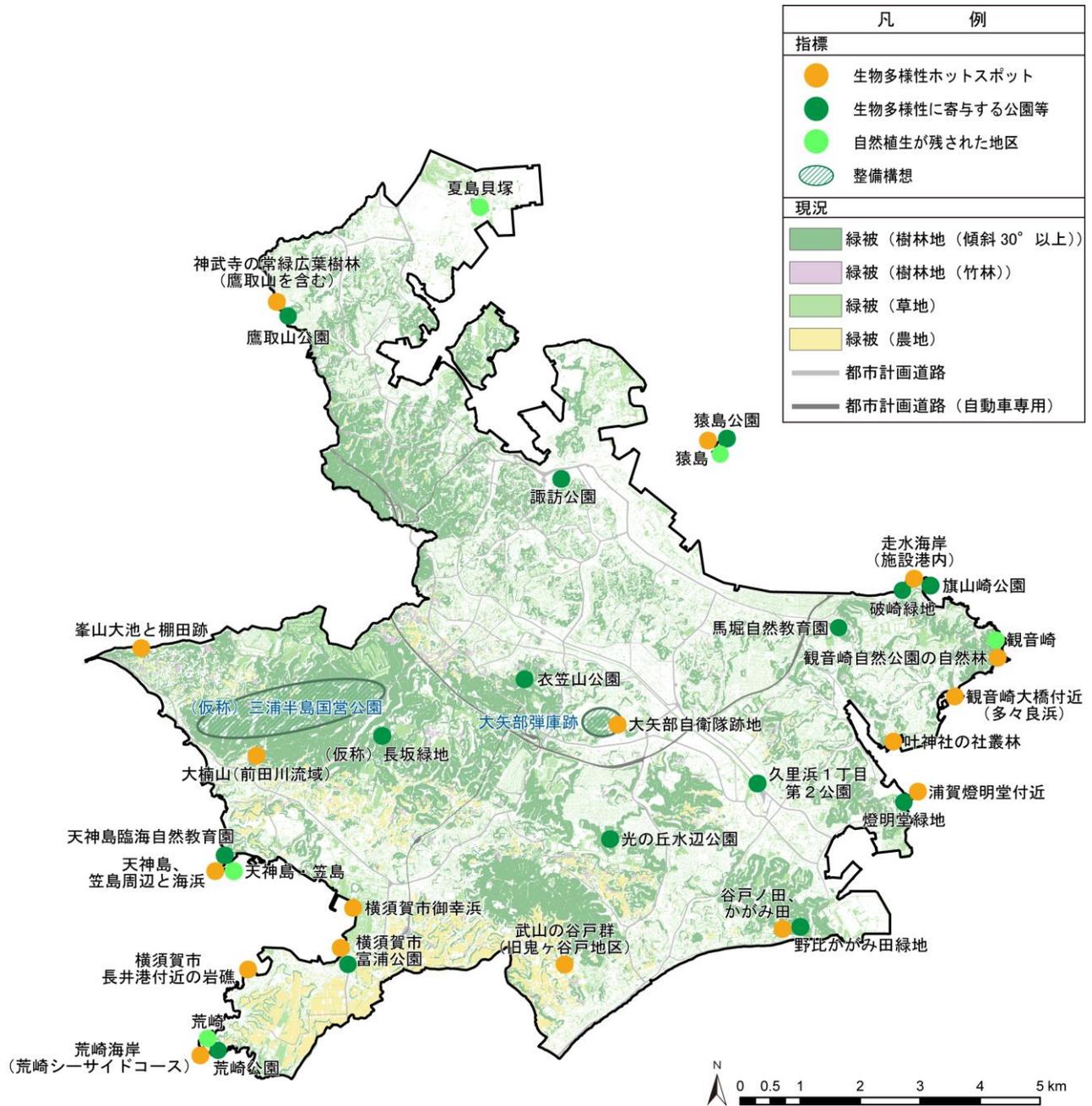
No.	公園名
①	桜が丘公園
②	坂本台公園
③	不入斗公園
④	汐見台公園
⑤	望洋台公園
⑥	衣笠栄町4丁目第2公園
⑦	森崎2丁目公園
⑧	根岸第3公園
⑨	粟田1丁目公園
⑩	粟田2丁目第2公園
⑪	ハイランド1丁目第2公園
⑫	ハイランド4丁目公園



③ 生態系の保全に資する都市公園等の分布図

生態系の保全に資する都市公園等については、生物多様性に着目した市内のホットスポットのほか、生物多様性に寄与する、または自然植生が残されている都市公園等を位置付けました。

以下のとおり、位置付けた都市公園等の多くが、海岸沿いとなっていますが、山間部にも分布しています。

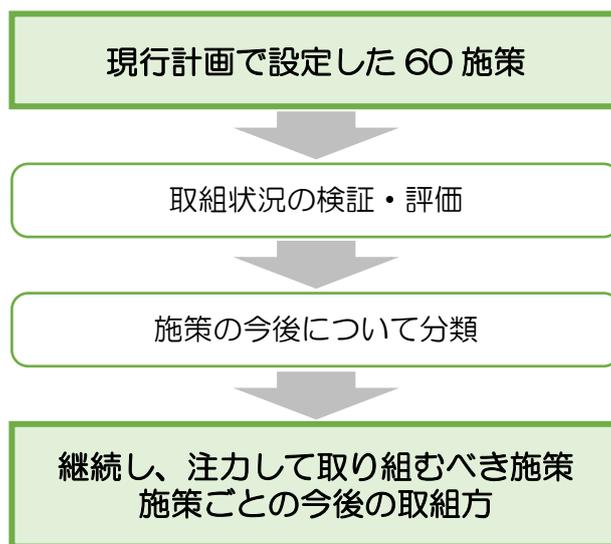


《現行計画で位置付けた施策の取組状況の把握・評価の手順及びその結果の新規追加》

(1) 目的

平成 28 年（2016 年）3月に策定した現行計画が、令和 3 年（2021 年）3月に計画前半が終了するため、これまで推進してきた 60 の施策について、これまでの取組状況を検証した上で、把握・評価しました。

その結果、把握・評価を通じて、計画の最終年である令和 7 年（2025 年）までの計画後半の 5 年間で注力すべき施策が明確になりました。



現行計画で位置付けた施策の点検

(2) 手順

① 進捗状況の算出

現行計画を策定した平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）までに取り組んできた60施策について、市年次報告書等の結果をもとに個々の施策の進捗率・状況を算出し、次の表に示すとおりA～Cの3段階で評価・分類しました。

なお、取組の評価、進捗率・状況の算出は、以下のとおりとしました。

- ① 数値目標を掲げている施策：指標に対する進捗率を算出しました。
- ② 数値目標を掲げていない施策：取組状況から目標に対する進捗状況を総合的に判断しました。

<評価区分>

評価	算出法	数値目標		評価別の今後の取組
		あり	なし	
A	進捗率	70%以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる進捗率の向上を目指す。 ・または、維持すべき施策として引き続き推進する。
	進捗状況	—	十分	
B	進捗率	50%以上 70%未満	—	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗率を高めるべき施策を推進する。 ・または、継続すべき施策を推進する。
	進捗状況	—	半分以上	
C	進捗率	50%未満	—	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗していない理由を分析する。 ・実施すべき施策を推進する。 ・その他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する。
	進捗状況	—	半分未満	

② 施策等の分類（今後の取組方）

施策ごとの目標や評価（進捗率・達成状況）、中間見直し後の計画期間内の取組を踏まえ、注力の度合いを以下の表に示した5区分に分類しました。

<注力区分>

注力区分	分類	今後の取組（施策推進の注力の度合い）
進進 (拡充・新)	新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策 ^{※1}	注力し、積極的に施策を推進する。
継進	これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：毎年度）	従来どおり、着実に施策を推進し、毎年度、年次報告を行う。
継無	これまでどおり、継続して取り組む施策（年次報告：適宜）	従来どおり、着実に施策を推進し、適宜、年次報告を行う。 ^{※2}
完了	一定の成果があり、目標を達成した、または実施の必要性がなくなった施策	施策として取組を行わない。
廃止	神奈川県から委譲のあった権限の返戻に伴い、廃止する施策	

※1 現行計画策定後に判明した課題等と関連した施策は、「進進（拡充・新）」に分類しました。

（施策の詳細等は、P.47～48 第三章参照）

※2 目標が数値ではなく、施策の性質上、毎年度の進捗管理に適さない施策は、毎年度の年次報告（毎年、前年度の施策の推進状況を報告しています）は実施せず、報告すべき事項がある場合（新たな取組や効果があった場合等）に、年次報告を実施することとして施策（継無）に分類しました。

(3) 結果

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	旧施策 NO.	新施策 NO.	推進施策 (小柱)	今後の取組	
					評価	進行管理
【一】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	(1) まとまりのあるみどりを守る	1	5	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	継続
		2	⑥	湘南国際村めぐりの森の緑の再生に向けた連携	A	継続
		3	⑥	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	A	継続
		4	7	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	継続
		5	8	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	継続
	(2) 様々な法令に基づき、みどりを守る	6	-	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	A	完了
		7	9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	継続
		8	廃止	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	A	廃止 (権限返戻)
		9	10	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	継続
		10	⑪	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	A	継続
		11	④	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	B	継続 (拡充・新)
		12	12	保存樹木指定の検討	C	継続
	(3) 生物多様性の確保に貢献するみどりを守る	13	②	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	B	継続 (拡充・新)
		14	13	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		15	14	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	継続
		16	15	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	継続
		17	16	水辺環境の保全と再生の推進	B	継続
		18	②	里山的環境保全・活用の推進	A	継続 (拡充・新)
		19	②	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	A	継続 (拡充・新)
		20	17	外来生物対策の推進	A	継続
		21	②	多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	B	継続 (拡充・新)
	(4) みどりの安全性を高める	22	完了	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	A	完了
		23	18	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	継続
	(5) 市街地のみどりを守る	24	19	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		25	20	みどりの寄附制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	継続
		26	①	民有樹林地の保全手法の検討	B	継続 (拡充・新)
		27	21	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	B	継続
		28	22	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	継続
	(6) 農地のみどりを守る	29	23	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	継続
		30	③	生産緑地のみどりの維持の継続	A	継続 (拡充・新)

評価【A】：さらなる進捗率の向上、または維持すべき施策の推進 【B】：進捗率を高めるべき施策の推進、または継続すべき施策の推進
【C】：進捗していない理由を確かめ、実施すべき施策を推進する、またその他の施策は次回の改定時に、扱いを検討する
※各評価の進捗率等については、P.89 参照

※(No): 見直しにより統合した施策、★: 都市公園に関する施策は、新施策 No.25~29 に統合

項目 (大柱)	施策展開項目 (中柱)	旧施策 NO.	新施策 NO.	推進施策 (小柱)	今後の取組		
					評価	進行管理	
【Ⅰ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	(1) 身近にふれあえる みどりの充実	31	★	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	A	継進 (拡充・新)	
		32	②	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	B	継進 (拡充・新)	
		33		都市公園等の安全・安心対策の推進	A	継進 (拡充・新)	
		34		個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な活用の促進	A	継進 (拡充・新)	
		35	★	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	B	継進 (拡充・新)	
		36		都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	A	継進 (拡充・新)	
		37		歴史的資産と一体になったみどりの積極的な活用の推進	A	継進 (拡充・新)	
		38	24	横須賀エコツアアの推進	A	継進	
	(2) 公共施設のみどりを つくる	39	30	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	継進	
		40	31	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	継進	
		41	32	【河川】河川環境の整備の推進	A	継進	
		42	33	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	継進	
	(3) 民有地のみどりを つくる	43	⑪	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(緑化)	A	継進	
		44	34	民有地緑化支援制度の適切な運用 《みどりの基本条例関連》	A	継進	
		45	35	記念植樹の促進に向けた検討	C	継無	
	(4) 様々な法令や 制度に基づき、 みどりを つくる	46	36	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	継無	
		47	37	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	継進	
		48	④	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	C	継進 (拡充・新)	
	【Ⅱ】みんなでみどりを 創出するための推進施策	(1) みどりを次世代に 引き継いでいく	49	38	継承の森における活動の推進	A	継無
			50	39	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	継無
			51	40	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	継無
			52	41	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	継進
			53	42	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	継無
			54	完了	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	A	完了
(2) 様々な主体との 連携		55	43	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	継無	
		56	④④	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	継無	
(3) みんなのみどりを みんなで守り、 つくり、再生し、 育てながら活かす		57	★	みどりの積極的な活用の推進	B	継進 (拡充・新)	
		58	45	市民による花いっぱい運動の実施	A	継無	
		59	46	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	継無	
		60	④④	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	A	継無	

進行管理【継進(拡充・新)】: 新たな視点で取り組み、年次報告等の進行管理を行う施策
【継進】: これまでどおり、継続して取り組む施策(年次報告: 毎年度)
【継無】: これまでどおり、継続して取り組む施策(年次報告: 適宜)
【完了】: 一定の成果があり、目標を達成、または実施が必要なくなった施策

〈参考〉現行計画における60の推進施策の評価理由一覧

計画期間前半の推進施策の取組状況の評価理由は以下のとおりです。

旧施策NO.	推進施策	評価	評価理由
1	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:2地区,1,012ha)を維持し、みどりの保全を図るだけでなく、土地の買い取り等を適切に実施しており、目標を達成している。
2	湘南国際村めぐりの森の緑の再生に向けた連携	A	会議等に参加し、保全や再生に向けた調整及び連携を実施しており、目標を達成している。
3	「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」の方針に基づく緑地保全	A	大楠緑地及び子安緑地の良好なみどりの保全等を図るため、当指定について、県に周知し、連携を図っており、目標を達成している。
4	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	長期的な目標である誘致の実現には至っていないが、県等と連携し、国営公園の誘致活動を継続的に行っており、概ね目標を達成している。
5	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	県と連携し、適切に奨励金の交付申請の受付及び事務処理を行い、民有地のみどりの保全等に寄与しており、目標を達成している。
6	緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討	A	制度の導入に向けて検討した結果、課題等を明確化し、一定の結論が出ており、目標を達成した。
7	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:52.8ha)を維持するだけでなく、新規指定の際には、県と連携し、保安林の保全等に努めて、目標を達成している。
8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:1地区,4.9ha)を維持し、適切な保全について、県と連携しており、目標を達成している。
9	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	数値目標である指定地区面積の現状(目標:5地区,1,355.7ha)を維持し、土地利用制限の継続及びパトロールを実施している。また、土地利用行為許可申請に対し適切に審査を行い、良好な風致の維持に努めており、目標を達成している。
10	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用(保全)	A	開発行為及び斜面緑地の保全等に関して、指導を適切に実施し、みどりの保全を図っており、目標を達成している。
11	市民緑地制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	B	新規候補地の検討はしていないが、既設置緑地の適切な維持管理を実施しており、概ね目標を達成している。
12	保存樹木指定の検討	C	指定した場合の課題を明確化したが、指定対象候補樹木がなく、保存樹木の指定による保存手法以外は未検討なため、評価を行うことができない。
13	生物多様性の確保に向けた調査の実施及び保全手法の検討	B	保全手法等の検討については未着手であるが、身近にふれあえる自然環境の調査の実施、当該調査結果を活用した市民が自然に親しみを感じられる取組を行っており、概ね目標を達成している。
14	自然林保全制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	数値目標である保全契約を継続(目標:3地区)し、保全状況を確認の上、奨励金の交付事務を適切に行い、自然林の保全に努めており、目標を達成している。
15	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、都市公園等における自然植生の保全を図っており、目標を達成している。
16	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	数値目標である6地区の指定を維持し、適切に文化財の保全を図っており、目標を達成している。
17	水辺環境の保全と再生の推進	B	サポート体制の検討は未着手であるが、ピオトープ等の水辺環境の個所数を維持し、適切な維持管理を実施している。また、水辺環境を活用し、イベントの開催等も行っていることから、概ね目標を達成している。
18	里山的環境保全・活用の推進	A	里山的環境の維持管理を行い、保全に努めるだけでなく、イベント等を開催し、人々が自然とふれあえる機会を創出しており、目標を達成している。
19	かがみ田谷戸の再生・活用の推進	A	かがみ田の環境再生活動を実施するだけでなく、自然観察会を開催し、人々が自然とふれあえる機会を積極的に創出しており、目標を達成している。
20	外来生物対策の推進	A	特定外来生物等の防除を行うだけでなく、ポスター掲示などにより、防除の必要性等に関する啓発活動を実施しており、目標を達成している。

旧施策 NO.	推進施策	評価	評価理由
21	多様な生物が育まれ水辺環境にふれあうことのできる水田等の再生・活用に向けた検討	B	まだ活用まで至っていないが、(仮称)長坂緑地内で、復田整備が開始されており、概ね目標を達成している。
22	極端気象への対応を考慮した樹林地管理のあり方検討	A	試験的な樹林地の管理を行い、断続的な維持管理から得られる一定の効果を確認しており、目標を達成している。
23	公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	B	新たな対策の実施まで至っていないが、倒木危険度の調査手法を検討するだけでなく、「街路樹点検チェックシート(案)」の作成を開始しており、概ね目標は達成している。
24	市街化区域内樹林地保全支援制度の運用《みどりの基本条例関連》	A	現況確認を適宜行いながら、奨励金の交付を行い、数値目標である保全対象面積を維持している(目標:36.8ha)ことから、目標を達成している。
25	みどりの寄付制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	要綱に基づき、適切な寄附の受け入れを行い、将来に残すみどりの保全に努めていることから、目標を達成している。
26	民有樹林地の保全手法の検討	B	具体的な保全手法等の確立までは至らなかったが、担当者会議等を実施し、課題の共有などを図っており、概ね目標を達成している。
27	景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	B	啓発活動以外の育成管理手法については、未検討であるが、新たに景観重要樹木を指定するだけでなく、市民等へ啓発活動を行い、指定樹木の保全を図っており、概ね目標を達成している。
28	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	C	谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施するため、復元助成について周知を行ったが、利用者がなかったため、評価することができない。
29	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	数値目標である農業振興地域内農用地の区域面積を維持(目標:332.2ha)していることから、目標を達成している。
30	生産緑地のみどりの維持の継続	A	生産緑地地区について、数値目標の約9割以上を維持(目標:170箇所, 25.3ha)し、保全状況について確認を行い、適切に指定をしており、目標を達成している。
31	都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討	A	数値目標である都市公園数等の現状(目標:520箇所, 511ha)を維持するだけでなく、増加させ、適正配置及び機能の見直しなどの検討を開始している。また、新たな手法による公園の整備を推進しており、目標を達成している。
32	(仮称)長坂緑地の活用手法の検討	B	まだ活用手法の検討には至っていないが、復田整備を行うなど、里山的環境の再生を開始しており、概ね目標を達成している。
33	都市公園等の安全・安心対策の推進	A	バリアフリー化及び長寿命化等を進め、安心して都市公園等を利用できる環境整備を推進している。 また、公園整備や公園施設の長寿命化等に関して、計画の実施及び見直しをしており、目標を達成している。
34	個性と魅力ある都市公園等の充実と積極的な利活用の促進	A	遊具の更新及び運動公園内施設の整備を行うだけでなく、新たな施設を設置するなど、魅力ある公園づくりに努めている。 また、スポーツの交流拠点として、都市公園の整備を行い、地域の活性化を図っており、目標を達成している。
35	みどりの機能を活かした都市公園等の充実及び適切な維持管理の推進	B	みどりの機能を活かした都市公園等を新たに整備は行っていないが、既存公園を適切に維持管理し、みどりの機能を保持するよう努めており、概ね目標を達成している。
36	都市公園等に関する積極的な情報発信の推進	A	適宜、広報紙等で情報を発信し、利用促進を図っており、目標を達成している。
37	歴史的資産と一体になったみどりの積極的な活用の推進	A	公園の適切な維持管理を行うだけでなく、イベント及び見学会を開催するなど、活用にも力を入れ、歴史的遺産と一体になったみどりに市民等が触れ合える機会を提供しており、目標を達成している。
38	横須賀エコツアーの推進	A	エコツアーが持続的に実施できるよう、実施団体に必要な支援を行うことで、本市の自然観光資源のすばらしさや大切さを多くの人に発信している。 また新規フィールドにおいて、エコツアーが開始しており、目標を達成している。
39	【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	数値目標の新規整備(2箇所)は、未実施であるが、既存の港湾緑地等の維持管理を行うだけでなく、新たに浅海域を整備し、利活用の検討に向け、経過観察を開始しており、概ね目標を達成している。
40	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	A	既存街路樹の維持管理に努めるだけでなく、適宜、補植等を行い、数値目標(15,888本)の90%以上を維持し、街路樹のみどりを保全しており、目標を達成している。

旧施策 NO.	推進施策	評価	評価理由
41	【河川】河川環境の整備の推進	A	生物の多様性に配慮した河川流域環境の維持管理を行っており、目標を達成している。
42	公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	当ガイドラインを適正に運用することで、積極的な緑化及び適切なみどりの保全を行っており、目標を達成している。
43	土地利用調整関連条例（市）の適切な運用（緑化）	A	開発行為等に対して適切に緑化の指導を行い、緑化を推進しており、目標を達成している。
44	民有地緑化支援制度の適切な運用《みどりの基本条例関連》	A	当制度に基づき、補助金を交付することで、民有地の緑化推進を行っており、目標を達成している。
45	記念植樹の促進に向けた検討	C	検討した結果、課題等が明確化したが、記念植樹の実施及び促進までの検討が実施されていないため、評価を行うことができない。
46	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	市民団体への緑化の支援及び公共施設の緑化を実施し、緑化重点地区の緑化を推進しており、目標を達成している。
47	緑地協定制度の継続《みどりの基本条例関連》	B	計画期間中においては、新規緑地協定の締結や、緑地協定締結の効果の確認等を行っていない。しかし、数値目標である既存緑地協定区域（目標：23 区域、97.4ha）の維持に加え、住民間で締結する緑地協定の指導を実施し、良好なみどりを確保しており、概ね目標を達成している。
48	都市緑地法に規定された緑化の推進に関する未運用制度導入の検討《みどりの基本条例関連》	C	未運用制度の情報収集は行ったが、制度導入の必要性等の検討は未着手であるため、目標を達成していない。
49	継承の森における活動の推進	A	イベントを開催し、みどりや自然を守り、育て、活かす活動や、大切にすることを意識の醸成を図っており、目標を達成している。
50	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	C	毎年、基金の取崩しを行い、基金残高が減少し、新たな財源確保に関して、未検討であることから、目標を達成していない。
51	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	市職員の技術向上を研修等の開催によって図るだけでなく、専門的な知識や技術を有する人材を、適宜、活用しており、目標を達成している。
52	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	環境教育指導者の派遣等により、将来を担う子どもたちに、自然に関する環境教育及び学習の機会を創出している。 また、人材育成に関する研修会を開くだけでなく、新たな講座の開催に関して検討を行っており、目標を達成している。
53	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	みどりに関する各種情報を、パンフレットの配布等により発信し、周知及び啓発活動を行っており、目標を達成している。
54	みどりに関する顕彰制度設置に向けた検討	A	庁内で情報共有を行い、他の制度と比較検討をした結果、他の制度と類似・重複をしていることから、新たな顕彰制度の設置の必要性がないと、結論を得ており、目標を達成している。
55	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	会議の参加等により、各市町と連携して、みどりを保全し、活用する施策の検討及び課題の共有を行っており、目標を達成している。
56	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	環境団体及び市民等と連携したイベント等を開始しており、目標を達成している。
57	みどりの積極的な活用の推進	B	市内に点在するみどりへの回遊性の向上については、未検討であるが、交流拠点となる公園の維持管理に努め、園内のみどりを活用したイベントを開催しており、概ね目標を達成している。
58	市民による花いっぱい運動の実施	A	花いっぱい運動により、緑化を推進していることから、目標を達成している。
59	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	自然環境活動団体の交流の場を創出し、情報交換及び活動の連携が行われた。 また、団体活動に関する情報を発信し、活動内容の周知を行うことで、市民が自然環境に関する活動に興味を持つよう図っており、目標を達成している。
60	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	A	市民及び各種団体と連携し、みどりの保全及び創出を行っており、目標を達成している。

3 景観重要樹木

一部更新

《現行計画書 P.101 第V章:「景観重要樹木指定一覧」に、平成 30 年の新規指定箇所を追加》

良好な景観の形成に重要な樹木を景観法第 28 条の規定に基づき、「景観重要樹木」に指定しています。

平成 30 年 3 月に新たに 2 箇所指定され、現在（令和 3 年（2021 年））は、28 箇所となっています。

番号	場所	樹種	本数	指定日
1	明浜小学校	サクラ	28	平成 23 年 4 月 1 日（第 3 回）
2	浦郷小学校	イチョウ	1	平成 24 年 11 月 1 日（第 4 回）
3	大塚台小学校	ヒメシャラ	1	平成 26 年 1 月 1 日（第 5 回）
4	大津小学校	モチノキ	1	平成 26 年 1 月 1 日（第 5 回）
5	荻野小学校	サクラ	15	平成 23 年 4 月 1 日（第 3 回）
6	追浜中学校	サクラ	12	平成 23 年 4 月 1 日（第 3 回）
7	神奈川歯科大学	ジャカランダ	1	平成 30 年 3 月 31 日（第 7 回）
8	北下浦小学校	ケヤキ	1	平成 21 年 5 月 1 日（第 1 回）
9	久里浜小学校	イチョウ	11	平成 22 年 4 月 1 日（第 2 回）
10	坂本公園	イチョウ	1	平成 24 年 11 月 1 日（第 4 回）
11	坂本公園	ヤエザクラ	12	平成 27 年 3 月 31 日（第 6 回）
12	坂本中学校	イチョウ	1	平成 24 年 11 月 1 日（第 4 回）
13	坂本中学校	カンヒザクラ	1	平成 26 年 1 月 1 日（第 5 回）
14	桜小学校	サンゴジュ	3	平成 22 年 4 月 1 日（第 2 回）
15	沢山小学校	ツツジ	52	平成 30 年 3 月 31 日（第 7 回）
16	武山中学校	クスノキ	1	平成 21 年 5 月 1 日（第 1 回）
17	田戸小学校	イチョウ	1	平成 24 年 11 月 1 日（第 4 回）
18	鶴久保小学校	イチョウ	18	平成 22 年 4 月 1 日（第 2 回）
19	長井小学校	ケヤキ	1	平成 26 年 1 月 1 日（第 5 回）
20	長井中学校	フェニックス	1	平成 21 年 5 月 1 日（第 1 回）
21	長浦小学校	サクラ	15	平成 23 年 4 月 1 日（第 3 回）
22	夏島小学校	イチョウ	14	平成 22 年 4 月 1 日（第 2 回）
23	根岸小学校	ハナモモ	1	平成 22 年 4 月 1 日（第 2 回）
24	逸見小学校	クスノキ	4	平成 21 年 5 月 1 日（第 1 回）
25	馬堀小学校	アオギリ	1	平成 26 年 1 月 1 日（第 5 回）
26	山崎小学校	サクラ	27	平成 23 年 4 月 1 日（第 3 回）
27	山崎小学校	イチョウ	9	平成 24 年 11 月 1 日（第 4 回）
28	養護学校	クスノキ	1	平成 26 年 1 月 1 日（第 5 回）
合計 28 箇所			235	

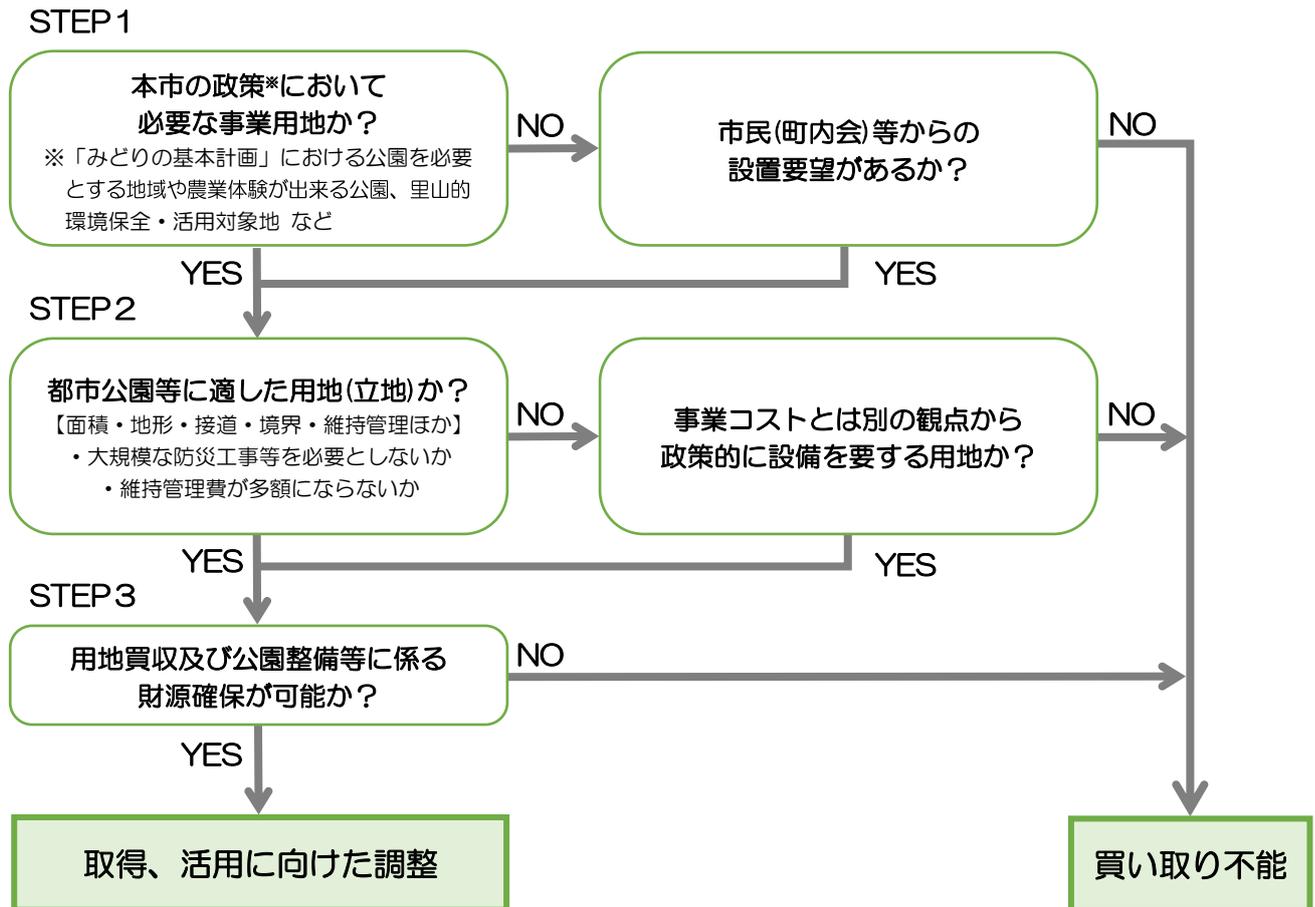
※中間見直し（本書）P.53 第Ⅲ章 施策 No.21 の関連資料

4 生産緑地廃止時における公園化基準【フロー図】

変更なし

《現行計画書 P.178 資料(3)②:現行計画書から変更なし(参考記載)》

令和4年(2022年)に指定から30年を迎える生産緑地は、147地区・19.4ha(令和3年(2021年)1月時点)あります。指定期間の終了などに伴い、土地所有者は市に買い取りを申し出ることができます。市街化区域内の緑地の保全の観点から、買い取りを行う際は「公園緑地」としての活用が有効であると考え、公園化に関する基準(フロー図)を以下のとおり作成し、運用しています。



※中間見直し(本書) P.47 第三章 施策 No.3の関連資料

5 みどりに関する市民意識

更新

《現行計画書 P.184～187 資料4:みどりに関するアンケートの新規追加及び更新(全面新規または更新)》

これまで実施された各種アンケートにより、市民がみどりや自然環境などについて、以下のような意識を持っていることがわかります。

(1) 「横須賀市の魅力」について

本市の魅力についての調査結果では、3つまでの複数選択にて「海や緑などの自然環境に恵まれている」が81.0%と最も多く、次いで「魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる」が47.1%、また、5位には「観光資源や歴史的資産に恵まれている」、7位には「道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である」など、上位に「自然環境の恵み」や「みどり」に関する回答を得ています。

横須賀市の魅力の項目（上位8つ）	平成29年1月		平成25年1月		前回比
	順位	回答割合(%)	順位	回答割合(%)	
海や緑などの自然環境に恵まれている	1	81.0	1	83.4	▲2.4
魚介類・農産物などが新鮮で、豊かな食生活ができる	2	47.1	2	45.2	1.9
大都市に近く、通勤・通学に便利である	3	42.6	3	43.7	▲1.1
国際色豊かである	4	30.3	4	22.9	7.4
観光資源や歴史的資産に恵まれている	5	16.5	5	18.2	▲1.7
犯罪が少なく、防災面も充実していて安心して暮らせる	6	13.7	9	9.0	4.7
道路、公園などの都市基盤が整備され、生活するのに便利である	7	11.4	6	16.8	▲5.4
地域での人間関係がとてよい	8	11.1	7	12.8	▲1.7

※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない

出典：横須賀市総合計画進行管理報告書（平成29年（2017年）9月）より

(2) 「横須賀市への定住意識」について

本市への定住意識の調査結果では、「今住んでいるところに住み続けたい」の55.7%、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」の13.6%、「一度は市外に出たいが、いずれは戻ってきたい」の2.3%を合わせ71.6%に上り、定住意識の高さがうかがえます。

調査年度	①今住んでいるところに住み続けたい	②横須賀市内のどこかに住み続けたい	③一度は市外に出たいが、いずれは戻ってきたい	④市外に転居したい	⑤どちらとも言えない	①+②+③
令和2年	55.7	13.6	2.3	9.5	18.9	71.6
平成30年	61.4	19.5	-	19.1	-	80.9
平成29年	62.3	21.3	-	16.4	-	83.6
平成28年	64.8	17.5	-	17.7	-	82.3
平成27年	63.5	18.5	-	18.0	-	82.0

※平成30年までのアンケートは③・⑤の選択肢がないため、空欄とする。

出典：横須賀市民アンケート報告書（令和2年（2020年）6月）・（平成30年（2018年）9月）基本計画重点プログラム市民アンケート報告書（平成29年（2017年）9月）より

(3) 「横須賀市に住み続けたい理由」について

横須賀市への定住意識において、「今住んでいるところに住み続けたい」、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」、「一度は市外に出たい（出る）が、いずれは戻ってきたい」と回答された方を対象に、その理由を2つまで選択していただいた結果では、住みなれているを除き、生活環境に関連する項目が多く選択されており、重要度の高さがうかがえます。

市内に住み続けたい理由（上位8つ）	回答割合(%)
住みなれている	54.0
交通の便がよい	24.9
自然環境が豊か	22.2
買い物など日常生活に便利	18.8
親・親族が近くに住んでいる	18.6
ご近所や友人など人間関係がよい	10.2
災害への心配が少ない	7.8
高齢になっても安心して生活ができる	4.5

※回答は2つまでの複数選択のため、回答割合の合計は100%にならない

※青色 ■ は上位3項目

出典：横須賀市民アンケート報告書（令和2年（2020年）6月）より

(4)「都市のイメージ」について

横須賀市の「現在の都市のイメージ」と「望ましい都市のイメージ」について、「自然環境に恵まれたまち」の回答が現在の都市のイメージとして 51.7%、望ましい都市のイメージとして 24.0%と、「自然環境に恵まれている」というイメージが強いことがうかがえます。

現在の都市イメージの項目（上位8つ）	平成 29 年 1 月		平成 25 年 1 月		前回比 29-25
	順位	割合 (%)	順位	割合 (%)	
米軍基地・自衛隊がある「基地のまち」	1	92.8	1	88.6	4.2
豊かな自然が残されている「自然環境に恵まれたまち」	2	51.7	2	49.4	2.3
首都圏への通勤者が多い「住宅中心のまち」	3	35.7	3	38.9	▲3.2
農業・漁業が盛んな「農・漁業のまち」	4	24.2	4	22.9	1.3
外国人との交流が盛んな「国際交流のまち」	5	21.2	5	17.4	3.8
市外から多くの人を訪れる「観光・レジャーのまち」	6	11.2	6	11.7	▲0.5
ごみのリサイクルや地球温暖化対策など「環境にやさしいまち」	7	8.5	9	8.5	0.0
自動車産業などが盛んな「工業のまち」	8	6.7	10	7.5	▲0.8

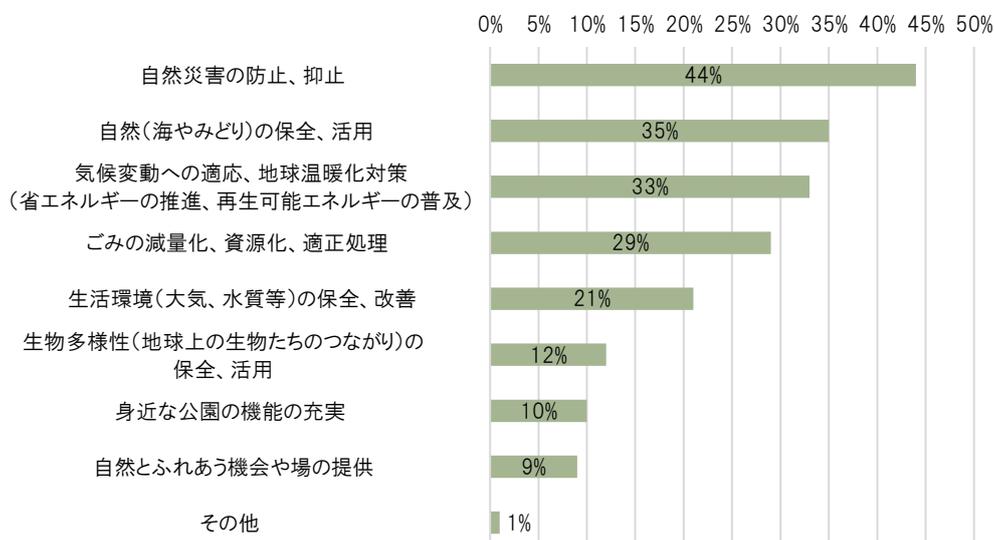
望ましい都市イメージの項目（上位8つ）	平成 29 年 1 月		平成 25 年 1 月		前回比 29-25
	順位	割合 (%)	順位	割合 (%)	
高齢者・障害者をはじめとした「誰しものが安心して暮らせるまち」	1	44.1	1	40.9	3.2
防犯・防災体制が整った「安全・安心なまち」	2	34.7	2	38.5	▲3.8
商業施設が充実した「にぎわいのあるまち」	3	27.9	4	26.3	1.6
保育所など子育て環境が充実した「子育てのまち」	4	26.4	6	22.1	4.3
豊かな自然環境が残されている「自然環境に恵まれたまち」	5	24.0	5	25.0	▲1.0
健康づくりのための施設や医療機関が充実した「健康増進・医療福祉のまち」	6	23.6	3	29.5	▲5.9
道路、公園など都市基盤の整った「生活に便利で快適なまち」	7	21.9	7	20.3	1.6
外国人との交流が盛んな「国際交流のまち」	8	15.4	13	10.6	4.8

※四捨五入しているため、回答割合の合計は 100%にならない

出典：横須賀市総合計画進行管理報告書（平成 29 年（2017 年）9 月）より

(5)「関心のある環境や環境に配慮した取り組み」について

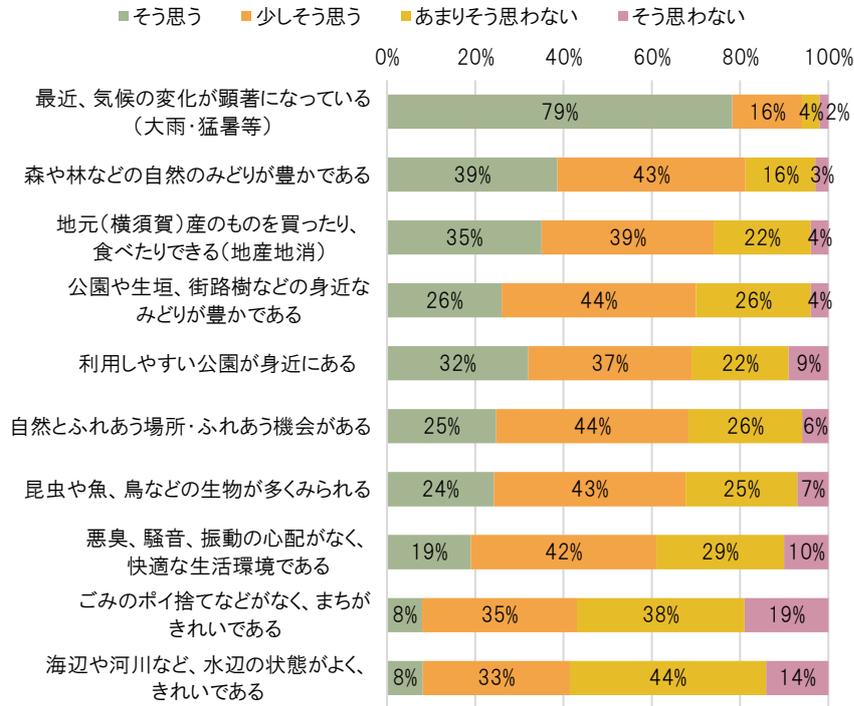
環境や環境に配慮した取組に「関心がある」、「やや関心がある」と回答された方を対象に、どんなことに関心があるかを 2 つまで選択していただいた結果では、「自然災害の防止、抑止」が 44%、「自然（海やみどり）の保全、活用」が 35%となっており、自然災害やそれを防ぐための整備について比較的関心が高いことがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和 2 年（2020 年）12 月）より

(6) 「身近な環境」について

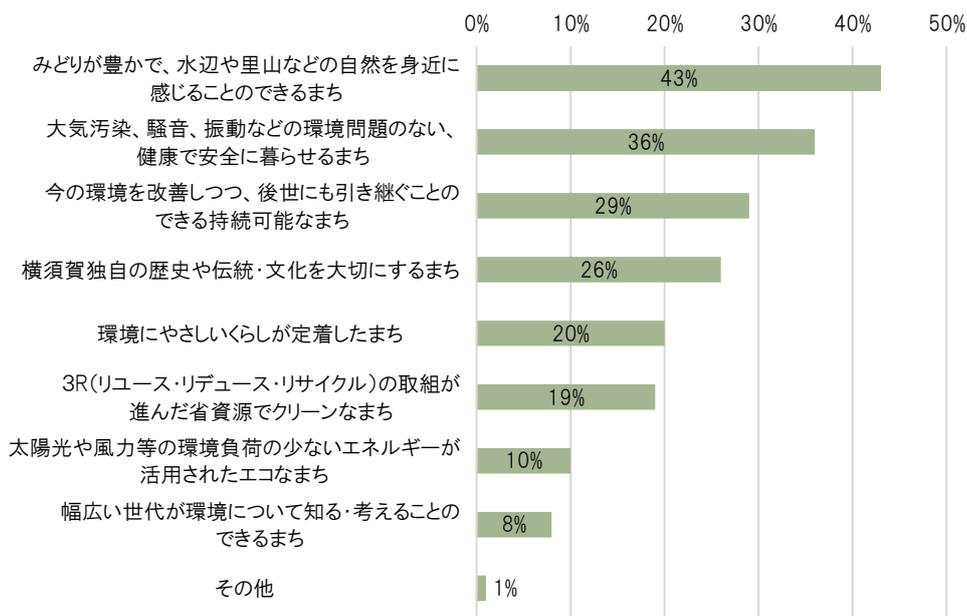
身近な環境に感じていることについて、「最近、気候の変化が顕著になっている」の回答が95%と、気候変動が課題になっていることがうかがえます。また、みどりの豊かさ、地産地消、自然とふれあう場や公園についての満足度も高いことがうかがえます。



※四捨五入しているため、回答割合の合計は100%にならない
出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(7) 「横須賀市の将来の環境」について

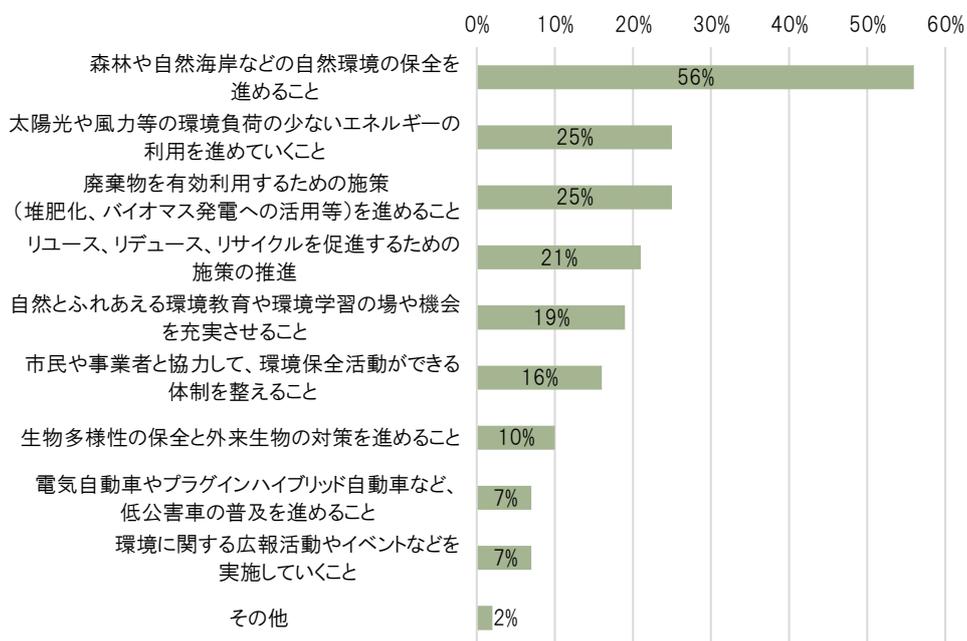
「みどりが豊かで、水辺や里山などの自然を身近に感じることでできるまち」が最も多く、43%の市民が望ましい将来の環境として捉えていることがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(8) 「市が重点的に取り組むべきこと」について

「森林や自然海岸などの自然環境の保全を進めること」の回答が56%と自然環境の保全が求められていることがうかがえます。



出典：横須賀市の環境についてのアンケート調査（令和2年（2020年）12月）より

(9) 「10年後の横須賀市のまち」について

「綺麗な街（海）」、「ゴミがない」、「自然が豊か」といった身近な環境に関する回答が最も多く、自然環境の保全や、綺麗なまちが求められていることがうかがえます。

また、同様の質問を小中学生アンケートでも行いましたが、似たような傾向が見られました。

市内在住者	市外在住者
綺麗な街、住みやすいまち	治安が良く綺麗なまち
自然豊かなまち	もっと都会になればいい
平和なまち	自然豊かなまち
子供の多い活気のあるまち	誰もが住みやすいまち
都会になって欲しい	平和なまち

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

(10)「10年後も残したいもの(こと)」について

「自然」、「海」といった自然環境に関する回答が最も多く、横須賀市の魅力が自然であることがうかがえます。その他には、「歴史」、「文化」、「友達」、「家族」、「地域」など人々の営みやつながりに関する回答もありました。

市内在住者	市外在住者
海や山などの自然	きれいな海や自然
公園	コースカ
学校	公園
歴史のあるもの	学校
コースカ	友達

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

(11)「10年後の横須賀市のまちが実現した場合、どう過ごしているか」について

「友達、子どもと遊ぶ」、「家族と過ごす」や「自然の中、公園で遊ぶ」、「平和な日常を過ごす」といった回答が多く、横須賀市での過ごし方として、“身近な人たちと身近な環境の中で日常を楽しく過ごす”ことが求められているとうかがえます。

その他には、「SNSで横須賀のことを発信する」、「イベント、お祭りに参加、企画している」、「テレワークで仕事をする」などの回答もありました。

市内在住者	市外在住者
子どもと公園や自然のあるところで遊ぶ	友達や家族と遊んだり、買い物をしたりする
友達とみんなで遊んでる	自然の中で遊んでいる
家族みんなでゆったりと過ごす	子供たちと公園とかで遊んでいる
地域内でのイベントによく参加する	綺麗な海で泳いでいる
平和な日常を過ごしている	たくさんの人と交流して充実した生活ができている

出典：横須賀市第5回総合計画審議会 【資料2】高校生アンケートについて（令和3年（2021年）6月）より

6 横須賀市みどりの基本計画中間見直しの経過

更新

《現行計画書 P.188～193 資料4:横須賀市みどりの基本計画中間見直しの経過を更新》

(1) 横須賀市みどりの基本計画中間見直しの経緯

年 月	検討会議等
令和元年(2019年) 10月	・第65回横須賀市環境審議会にて、横須賀市環境審議会へ諮問及びみどり政策推進部会へ付託
令和2年(2020年) 1月	・第18回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
令和2年(2020年) 2月	・第66回横須賀市環境審議会にて報告
令和2年(2020年) 5月	・第19回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
令和2年(2020年) 6月	・第67回横須賀市環境審議会にて報告
令和2年(2020年) 8月	・第20回環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
令和2年(2020年) 10月	・第20回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議 ・第68回横須賀市環境審議会にて報告
令和2年(2020年) 12月	・第21回環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
令和3年(2021年) 1月	・第21回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
令和3年(2021年) 3月	・第69回横須賀市環境審議会にて報告
令和3年(2021年) 5月	・第22回環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会にて検討
令和3年(2021年) 6月	・第22回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
令和3年(2021年) 7月	・第71回横須賀市環境審議会にて報告
令和3年(2021年) 8月	・第23回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会にて審議
令和3年(2021年) 9月	・第72回横須賀市環境審議会にて、審議結果の報告及び答申
令和3年(2021年) 11月	・パブリック・コメント手続の実施【提出意見：4人から47件】 (横須賀市みどりの基本計画中間見直し(案)について) 11/10～12/1 ・「横須賀市みどりの基本計画中間見直し(案)」に関する説明会の開催 11/13の1回開催【参加者：4人】
令和4年(2022年) 2月	・第27回環境総合政策会議にて報告

(2) 横須賀市環境審議会

① 横須賀市環境審議会

ア 委員名簿

区分	氏名	選出区分等	所属等
委員長	奥 真美 (オク マミ)	学識経験者 (環境行政)	東京都立大学教授
委員長 職務代理者	松本 安生 (マツモト ヤスオ)	学識経験者 (住民参加)	神奈川大学教授
委員	飯島 健太郎 (イジマ ケンタロウ)	学識経験者 (公園行政)	東京都市大学教授
	今井 利為 (イマイ トシタメ)	学識経験者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
	島野 武久 (シマノ タケヒサ) 令和2年3月31日まで	事業者 (農業)	JAよこすか葉山 経済部長
	梅津 直樹 (ウメツ ナオキ) 令和2年4月1日から		
	太田 議 (オオタ ハカル) 令和2年6月30日まで	事業者 (漁業)	横須賀市漁業振興協議会会長
	小澤 紳一郎 (オザワ シンイチロウ) 令和2年7月1日から		
	川名 優孝 (カワナ マサタカ)	学識経験者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学准教授
	菊池 匡文 (キクチ マサフミ)	事業者 (商工業)	横須賀商工会議所専務理事
	岸 由二 (キシ ユウジ)	学識経験者 (自然・生態系)	慶應義塾大学名誉教授
	元木 実 (モトキ ミノル) 令和3年6月20日まで	市民団体	横須賀市地球温暖化対策地域 協議会会長
	木本 一雄 (キモト カズオ) 令和3年6月21日から		
	高梨 雅明 (タカナシ マサアキ)	学識経験者 (緑行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会副会長
	天白 牧夫 (テンパク マキオ)	学識経験者 (環境教育・環境学習)	NPO法人 三浦半島生物多様性保全理事長
	三浦 匡 (ミウラ タダシ) 令和2年3月31日まで	学識経験者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
	片田 敦子 (カタダ アツコ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
	長谷川 隆 (ハセガワ タカシ) 令和3年4月1日から		
	林 公義 (ハヤシ マサヨシ)	学識経験者 (自然・自然環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
	原田 保子 (ハラダ ヤスコ)	市民	公募委員
松行 美帆子 (マツユキ ミホコ)	学識経験者 (都市計画)	横浜国立大学教授	
三澤 幸子 (ミサワ サチコ)	市民	公募委員	
山口 隆子 (ヤマグチ タカコ)	学識経験者 (気候政策)	法政大学准教授	

※本名簿は、諮問(令和元年(2019年)10月)から答申(令和3年(2021年)9月)までの間に委員として在任していた委員。

イ 審議会開催経過

年度	回	年月	形式	議事内容
R1	第65回	令和元年 10月	対面	・「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについての諮問
	第66回	令和2年 2月	対面	・中間見直しについての審議状況の報告など
R2	第67回	令和2年 6月	書面	・中間見直しの方向性についての審議状況の報告など
	第68回	令和2年 10月	併用	・新たに注力すべき課題及び都市公園の整備及び管理に関する基本的な考え方等の審議状況の報告など
	第69回	令和3年 3月	併用	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(素案)の構成及び基本事項等の審議状況の報告など
R3	第71回	令和3年 7月	併用	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(案)の審議状況の報告など
	第72回	令和3年 9月	併用	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(最終案)の審議結果の報告及び答申

② 横須賀市環境審議会みどり政策推進部会

ア 部会委員及び専門委員名簿

区分	氏名	選出区分等	所属等
部会長	高梨 雅明 (タカナシ マサアキ)	学識経験者 (緑行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会副会長
部会長 職務代理人	飯島 健太郎 (イイジマ ケンタロウ)	学識経験者 (公園行政)	東京都市大学教授
委員	岸 由二 (キシ ユウジ)	学識経験者 (自然・生態系)	慶應義塾大学名誉教授
	島野 武久 (シマノ タケヒサ) 令和2年3月31日まで	事業者 (農業)	JAよこすか葉山 経済部長
	梅津 直樹 (ウメツ ナオキ) 令和2年4月1日から		
	天白 牧夫 (テンパク マキオ)	学識経験者 (環境教育・環境学習)	NPO法人 三浦半島生物多様性保全理事長
	林 公義 (ハヤシ マサヨシ)	学識経験者 (自然・自然環境教育)	元横須賀市自然・人文博物館館長
	松行 美穂子 (マツユキ ミホコ)	学識経験者 (都市計画)	横浜国立大学教授
	三浦 匡 (ミウラ タダシ) 令和2年3月31日まで	学識経験者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
	片田 敦子 (カタダ アツコ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
	長谷川 隆 (ハセガワ タカシ) 令和3年4月1日から		
	三澤 幸子 (ミサワ サチコ)	市民	公募委員
専門委員	肥後 梨恵子 (ヒゴ リエコ)	学識経験者 (健康・スポーツ)	東京工科大学特任講師
	増淵 敏之 (マスブチ トシユキ)	学識経験者 (観光地理学)	法政大学大学院教授

※本名簿は、諮問(令和元年(2019年)10月)から答申(令和3年(2021年)9月)までの間に委員として在任していた委員。

イ 部会開催経過

年度	回	年月	形式	議事内容
R1	第18回	令和元年 1月	対面	・中間見直しの前提事項について ・現地視察
R2	第19回	令和2年 5月	書面	・中間見直しの方向性について
	第20回	令和2年 10月	対面	・新たに注力すべき課題、都市公園の整備及び管理に関する基本的な考え方及び中間見直しの位置づけ等について
	第21回	令和2年 1月	書面	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(素案)の構成及び基本事項等について
R3	第22回	令和3年 6月	併用	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(案)について
	第23回	令和3年 8月	併用	・横須賀市みどりの基本計中間見直し(最終案)について

③ 諮問

横環企第53号
令和元年(2019年)10月29日

横須賀市環境審議会
委員長 奥 真美 様

横須賀市長 上 地 克 明 印

「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて（諮問）

横須賀市では、みどりの基本条例第9条第1項の規定に基づき、平成28年3月に「横須賀市みどりの基本計画」を策定し、みどり行政を推進しています。

今般、現行計画の中間年度である令和3年度に向け、計画の見直しを行うことといたしました。

見直しでは、社会情勢の変化や関連法令の改正に対応した「緑地の保全及び緑化の推進に関する取り組み」、本市を取り巻く現状と課題を踏まえた「将来に向けた都市公園のあり方」等を示すことで、より良い「みどり」を次世代に引き継ぐ、実効性のある計画とする必要があります。

つきましては、同条例第9条第4項の規定に基づき、「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

④ 答申

令和3年9月30日

横須賀市長 上地克明様

横須賀市環境審議会
委員長 奥真美 印

「横須賀市みどりの基本計画」の見直しについて（答申）

みどりの基本条例第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月29日付、横環企第53号において横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問された標記の件については、同日付でみどり政策推進部会に付託し、これまでに6回の部会会議と、その都度の審議会での報告による審議を重ねてまいりました。

審議にあたっては、社会情勢の変化により生じた様々な課題等を踏まえた検討を進め、下記の考え方を踏まえ、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

記

1 中間見直しの前提

今回の中間見直しでは、基本理念や計画期間等の基本的事項については現行計画の枠組を堅持したうえで、社会情勢の変化による諸課題への対応の方向性の提示、推進施策の取組状況の評価による推進施策体系の再編成等を行うこと。また、中間見直し内容は、現行計画書への追記・更新事項として整理し、「中間見直し書」として取りまとめを行い、現行計画書（中間見直し内容部分以外）と中間見直し書をもって「横須賀市みどりの基本計画（中間見直し計画）」計画書とすること。

2 現状の課題に対応した新たな推進施策

現行計画策定後に顕在化した新たな課題に対応するため、計画期間後半において「特に注力すべき事項」として「気候変動等に適応する樹林地の保全」「生物多様性の確保に向けた取組」「生産緑地の保全に向けた取組」「新たな制度等の取組」の4つの方向を掲げたうえで、これらの方向に沿って新たな視点による4つの新規施策を位置付け、それらの積極的な推進を図ること。

3 今後の都市公園の整備と管理のあり方

都市緑地法、都市公園法等の平成29年改正を踏まえ、「みどりの将来像の実現に向けた目標」の見直しや公園の将来像図の掲載、施策の拡充等により都市公園に関する推進施策の再編を図ること。また、令和3年度に策定予定の「都市公園の整備・管理の方針」と一体となって、市民にとってより魅力的な都市公園の創造や地域の社会・環境課題の解消に貢献する都市公園の管理運営を推進すること。

4 計画の実効性

現行計画に掲げる推進施策については、計画の実効性を高める視点に立ち、計画期間前半における取組状況を精査し、その評価結果を踏まえ、計画期間の後半に注力すべき施策や重点的に取組むべき施策を整理のうえ再編成し、より効率的かつ効果的な推進を図ること。また、中間見直し計画については、市民・事業者・市民団体等に広く周知・普及を図ること。

(3) 環境総合政策会議

① 環境総合政策会議

ア 委員名簿

所属・職名		
担任副市長（委員長）	環境政策部長（副委員長）	
経営企画部長	総務部長	財務部長
文化スポーツ観光部長	市民部長	健康部長
資源循環部長	経済部長	都市部長
土木部長	みなと振興部長	上下水道局技術部長
消防局長	教育委員会事務局教育総務部長	教育委員会事務局学校教育部長

イ 会議開催経過

年度	回	年月日	議事内容
R3	第27回	令和4年 2月 18日	・横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて

② 環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会

ア 部会委員名簿

所属・職名		
環境政策部自然環境共生課長（部会長）	環境政策部環境企画課長（副部会長）	
経営企画部都市戦略課長	財務部財務課長	市民部市民生活課長
環境政策部公園管理課長	環境政策部公園建設課長	経済部農業振興課長
都市部都市計画課長	都市部まちなみ景観課長	都市部開発指導課長
都市部建築指導課長	土木部道路維持課長	土木部河川・傾斜地課長
みなと振興部港湾企画課長	教育委員会事務局教育総務部 博物館運営課長	

イ その他関係者名簿

所属・職名	
環境政策部みどりの愛護のつどい担当課長	環境政策部公園活用推進担当課長

ウ 部会開催経過

年度	回	年月日	議事内容
R2	第20回	令和2年 8月 19日	・現行計画に位置付けた推進施策の評価、新たに注力すべき課題等について
	第21回	令和2年 12月 25日	・新たな視点で行う施策、中間見直し結果のとりまとめ等について
R3	第22回	令和3年 5月 11日	・横須賀市みどりの基本計画中間見直し（案）について

《現行計画書 P.198～203 用語集 : 現行計画書の用語集に記載のない用語の新規追加(全面新規)》

この用語集は、現行計画の用語集に記載がなく、中間見直し(本書)で新たに記載した用語のみを記載しています。

あ行

IPCC (略式: Intergovernmental Panel on Climate Change)

和名は「政府間パネル」である。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策を科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を目指し、1988年(昭和63年)に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

SNS (略式: social networking service)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

SDGs (略式: Sustainable Development Goals)

和名は「持続可能な開発目標」である。平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

か行

外来生物法

特定外来生物からの被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律。

かがみ田谷戸

市内でも貴重な自然環境が多く残る野比の谷戸田。

かながわ生物多様性計画

県内各地の特性に合った生物多様性の保全を推進するとともに、県民の方の生物多様性に関する理解を深め、保全のための行動を起こしていただくための取組を定めた計画。

緩傾斜地

斜面の勾配が0°～15°未満の傾斜地。

関東ふれあいの道

東京都八王子の梅の木平を起終点とし、関東地方の一都六県を一周する長距離自然歩道。総延長は1,799km。

気候変動

長い年月をかけ、人為的または自然環境の変化などといった様々な要因により引き起こされた気候の変動。地上気温の上昇などが挙げられる。

気候変動適応法

温室効果ガスの長期大幅削減への取組や、現在生じ、将来予測される被害の防止・軽減等を図るなど、気候変動への適応を位置付けた法律。

記念植樹

特別な行事において、記念して樹木を植栽すること。国では、記念樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、全国植樹祭を毎年開催している。

ランドデザイン

壮大な図案・設計・着想など、長期にわたって遂行される大規模な計画。

クリハラリス

アジア全域(中国～マレー半島)にかけて広く分布するリス。日本では特定外来生物に指定されている。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考えや取組。

顕彰制度

隠れた善行や功績などを世間に広く知らせ、また、その善行や功績を表彰する制度。

公共施設における自然植生の保全に向けた考え方

本市の都市公園といった公共施設内に残る自然植生を保全するための指針。

公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン(公共施設の緑化等ガイドライン)

公共がみどりに対する先導的な役割を果たすため、適切に「みどり」を増やし、育成に配慮しながら維持していくことを目的とした指針。公共施設の緑化目標や「みどり」の管理の考え方を示している。

国土強靱化基本法

大規模自然災害等に備え、国土全域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、公共の福祉の確保並びに国民の生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律。

国土形成計画

全国総合開発計画に代わり、人口減少や少子・高齢化など新たな時代の要請に的確に対応した国土計画として、国と地方公共団体、経済団体等が協働で策定した計画。

さ行

SATOYAMA イニシアティブ

里山のような二次的自然環境が、人への福利だけではなく、生物多様性の維持・向上にも重要な役割を果たす可能性があるため、土地と自然資源の最適な利用・管理を通じて、人と自然環境の持続可能な関係の再構築を目指した取組。

里山的環境保全・活用事業

里山的環境において、環境・景観の保全と再生、生物多様性の保全、人々が自然とふれあえる場や環境教育・環境学習の場としての活用などの取組を推進する事業。

自然環境活動団体

自然環境の保全を図る活動を主目的とし、市内で自然環境活動・調査活動を行っている団体。

自然環境活動団体交流会

自然環境活動団体間の連携や情報交換を図るため、平成24年(2012年)1月に発足した交流会。

自然環境講演会

学芸員などといった専門家による身近な自然環境等についての講演会。

市民緑地認定制度

民有地を地域住民の利用に供する緑地として、設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

借地公園制度

急激な人口の増加等により、公園が不足する地域に、地方公共団体が民間の土地所有者と賃借契約を結び、土地を借り受けて都市公園を開設する制度。

湘南国際村基本計画

平成6年(1994年)に開村した湘南国際村について、民間活力も活用した活性化を推進し、ひいては三浦半島全体の活性化につなげるための取組を定めた計画。

新型コロナウイルス

新型コロナウイルス(COVID-19)は、SARS-CoV-2と呼ばれるウイルスを原因として起きる感染症。それ自体で増えることはないが、粘膜などの細胞に付着し、体内に入り込んで増加する。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「地球温暖化対策実行計画」、また気候変動適応法に基づき、「地域気候変動適応計画」として位置付けられた計画。さらに、「横須賀市環境基本計画 2030」の地球温暖化対策及び気候変動分野における分野別計画でもある。

O次谷

尾根に発する最初の水流に対応する谷を1次谷と言う。その上部の、通常、集水しない谷地形。

た行

第5次環境基本計画

環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた計画。約6年ごとに見直し、第5次については、平成30年(2018年)に閣議決定された。

第4次社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画法に基づき、道路や交通安全施設、鉄道、港湾、公園・緑地等の社会資本の整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するための計画。

タイワンリス

クリハラリスの中の台湾のみに分布する固有亜種。

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

本市をはじめとした多摩・三浦丘陵を有する13自治体が連携し、地域の重要な緑と水景を「市民・企業・行政の協働によって、保全・再生・創出・活用していくこと(新たな commons の再生)」を目的に設置された会議。

治水

河川の氾濫等による洪水の被害から、人々や地域の生活を守るために実施する対策。

DTF(略式: Digital Transformation)

進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革していくこと。DXとも略される。

田園住居地域

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を住居系用途地域の一類型とした用途地域。

倒木危険度調査

街路樹や公園樹、庭園樹の倒木による危険度を把握し、今後、どのように取り扱ったらよいか判断するための調査。

特定生産緑地

指定から30年が経過する生産緑地において、買い取りの申出ができる時期が10年延期されたもの。

特定生産緑地制度

指定の告示日から30年が経過する生産緑地地区について、今後も引き続き同じ税制措置が受けられ、安定した営農環境を築けるよう所有者等の意向を基に市が指定を行う制度。

都市計画公園

都市計画法に規定される都市施設の1つであり、都市計画決定権者である都道府県知事または市町村長が都市計画決定(変更)した公園。

都市計画マスタープラン

市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めた計画。

都市公園の整備・管理の方針

市内都市公園の全体像を把握するとともに、抱える課題に対する将来の目指すべき都市公園のあり方を位置付け、今後、戦略的に公園の整備・管理等を進めるための方針。

都市公園法運用指針

都市公園法の円滑かつ適切な運用に向けて、望ましい運用のあり方、留意事項等の原則的な考え方を示し、地方公共団体や地方整備局が都市公園の整備、管理を行う際の参考となる指針。

都市農地

市街化区域内にある農地。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

は行

Park-PFI(略式: Park-Private Finance Initiative)

和名は「公募設置管理制度」である。都市公園において飲食店等の公園施設の設置または管理を行う民間事業者を公募で選定する手続きで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備への還元を条件に、事業者には都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される。

パークマネジメント

行政だけではなく、民間や市民等と連携し、公園の整備や管理をしていくこと。これにより、市民ニーズに合った質の高い公園の管理等を図る。

ヒートアイランド対策大綱

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなるヒートアイランド現象の対策を取りまとめた大綱。

復田

荒廃した水田や転換した畑地を、再び水田として利用できるよう整備すること。

文化財保護条例

長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた貴重な国民的財産である文化財を指定、選定、登録し、現状変更や輸出などに一定の制限等を定めた条例。

保存樹木

都市における美観風致の維持するため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内の樹木または樹木の集団について、市町村長が指定する樹木。

ま行

三浦半島国営公園設置促進期成同盟会

三浦半島への国営公園設置に向け、国への要望活動をはじめ、各種イベントにおけるパネル展示やパンフレットの配布を通じ、県民の方に国営公園の必要性等について周知等を図っている会。

三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議

三浦半島4市1町による、三浦半島の自然環境を保全し、活用してのために連携を図っている会議。

みどりのよこすかチャリティークリック

緑化を推進し、みどりの保全等に必要な費用に充当するために設けた本市の基金の一種。本基金のホームページ内の協賛企業の公告を見ると、見た方の代わりに協賛企業がみどりの基金へ寄附を行う。

や行

谷戸地域住環境対策事業

人口減少や少子高齢化、空き家が増加する谷戸地域について、地域の特性を踏まえた住環境の改善を実施する事業。

横須賀エコツアーサポート協会

横須賀エコツアーが盛り上がり、また継続的に実施されていくことを目指し、エコツアーを実施する団体を支援・応援する組織。

横須賀市環境基本計画 2030

「YOKOSUKA ビジョン 2030」が掲げる「未来像」を環境面から実現するための分野別計画。国内外の動向や本市を取り巻く環境問題、社会・経済情勢の変化に対応するため、令和4年3月に策定された。

YOKOSUKA ビジョン 2030

本市の最上位計画である総合計画の一部であり、横須賀市のまちづくりの基本方向及び基本的な政策・施策を示す基本構想と基本計画が一体となった計画。令和4年3月に策定された。

ら行

立体公園制度(立体都市公園制度)

適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合には、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度。

流域

雨水が地形によって同水系の河川に集まる範囲。

流域治水

河川の管理者だけではなく、流域内の他の関係者も主体となって、流域全体で取り組む治水。

ルートミュージアム

横須賀に点在する開国から近代につながる歴史や文化の見どころと自然豊かなスポット、観光施設を「ルート」でつなぎ、市内全体を大きな「ミュージアム」として新しい横須賀の楽しみ方を提案するもの。

本書は、横須賀市ホームページでもご覧になれます。

横須賀市みどりの基本計画

検索

発行年月 令和4年3月
編集・発行 横須賀市環境政策部自然環境共生課
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
電話 046 (822) 9553
FAX 046 (821) 1523
E-mail ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく令和3年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷物の紙へのリサイクルに適した材料〔ランク A〕のみを用いて製作しています。この冊子は、200部製作し、1部あたりの印刷経費は2,500円です。